

消費生活だより ～くらしの危険～

重大事故につながるおそれも！長期使用の石油ファンヒーター

Q



20年以上前に製造された石油ファンヒーターを使用している。灯油が残った状態でカートリッジ式のタンクに給油しようと、タンクを持ち上げたら、灯油が漏れた。危ないのでメーカーに苦情を申し出たら「機器が古いため、フィルター周辺部品の劣化の可能性がある。そのフィルターはもう製造していない」と言われた。古い製品だが、使用を続けたいと思っている。（70歳代）

A



●石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに熱や湿気、ほこり等の影響で部品が劣化して発煙・発火し場合によっては火災等の重大な事故につながる可能性があります。

●業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としていますが、たとえ年数が経っていなくても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。

●石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定制品として指定されており、国により安全基準が定められています。PSCマークがついている石油ファンヒーターは、カートリッジタンクのふたが改善され、また、給油時消火装置や不完全燃焼防止装置の設置が義務付けられるなど安全性が強化されています。

●安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。

1月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	1/8（水）、22（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	1/15（水）、29（水）	☎43-0070
養老町	1/6（月）、20（月）	☎32-1108
神戸町	1/14（火）、27（月）	☎27-3111
輪之内町	1/9（木）、23（木）	☎68-0185
安八町	1/16（木）、30（木）	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152